

令和7年度東京都若年被害女性等支援事業補助金交付事業者公募要領

令和7年3月31日付6福祉子育第5027号

1 補助金概要

性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある、主に10代から20代の女性に対して、アウトリーチ支援、相談支援、自立支援及び居場所の提供に関する支援を行った場合、その経費の一部について補助する。

2 補助条件

(1) 事業者要件

若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人等

(2) 補助対象事業及び補助基準額

ア アウトリーチ支援、相談支援及び自立支援（必須事業） 金24,407千円

イ 居場所の提供に関する支援（任意事業） 金20,626千円

※ 国庫補助金交付要綱の改正に伴い、変更となる場合があります。

(3) 補助対象期間

令和7年4月1日（火曜日）から令和8年3月31日（火曜日）まで

3 申請手続

交付申請を行う事業者は以下のとおり書類を提出すること

(1) 提出書類

① 交付申請書及び添付書類（別紙様式1から別紙様式1－4まで）

② 参考となる資料

③ 印鑑証明書

④ 団体の定款又は寄附行為の写し（発行年月日から3か月以内）等団体の概要が分かる資料

⑤ 直近3事業年度の貸借対照表や損益計算書等団体の決算状況が分かる書類

(2) 提出期限

令和7年4月25日（金曜日）

(3) 提出方法

下記住所宛に郵送又は持参により提出

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎28階中央

東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課女性福祉担当

4 補助金の交付対象事業者の決定

提出された申請書類に基づき、必要に応じて別途指定する日時においてヒアリングや申請する居場所の現地確認を行う。その後、都が別途開催する選考委員会において下記の項目に基づき審査を行い、その結果を踏まえ、交付決定又は不交付決定を行う。なお、選考委員会は非公開で実施することとし、会議に関する問い合わせには回答しない。

<令和7年度東京都若年被害女性等支援事業補助金 審査項目>

(1) 補助事業者としての適格性

- ・本事業の目的を十分に理解しているか
- ・公的機関と連携・協力して事業を実施する姿勢が見られるか
- ・適切な実施体制や必要な人員が確保できるか
- ・本事業に類する事業の実績があり、専門知識やノウハウを有しているか

(2) 事業内容の妥当性

- ・本事業の目的と合致した事業計画となっているか
- ・企画内容が具体的であるか
- ・若年被害女性等の支援に資する効果的な内容となっているか
- ・若年被害女性等が安全で安心して支援を受けることができる環境を確保できるか

(3) 事業内容の実現性

- ・団体の過去の実績に照らして実現可能であるか
- ・実施主体の財政規模と事業規模とに大きな開きがないか
- ・実施方法及び実施スケジュールは現実的か

(4) 事業経費の適正性

- ・費用対効果は適切か
- ・事業内容や事業規模に見合った経費見積もりか
- ・経費区分ができているか

5 補助対象事業者決定までのスケジュール（予定）（一部再掲）

令和7年4月25日（金曜日）	申請書提出期限
令和7年5月下旬 ～令和7年6月中旬	事業者ヒアリング 申請する居場所の現地確認
令和7年6月中旬頃	選考委員会の開催
令和7年6月下旬頃	審査結果（交付決定・不交付決定）の通知

6 問合せ先

福祉局子供・子育て支援部育成支援課女性福祉担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎28階中央

電話 03-5321-1111（内線）32-613

メールアドレス [S1140503\(at\)section.metro.tokyo.jp](mailto:S1140503(at)section.metro.tokyo.jp)

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at)を@に置き換えて御利用ください。